民事訴訟法と民事調停とＡＤＲについて

2011.10.8

弁護士　渡辺伸二
（土地家屋調査士会）

第１　本日の問題意識

１　目的①

どの紛争処理機関を利用することが依頼者にとって最も有利な解決となるのかを判断する意味で、訴訟・調停・ＡＤＲの特徴と限界を知る必要がある。

２　目的②

最終的には（話合いで解決がつかなかった場合）、法治国家では、裁判所の判決によらざるを得ない　⇒　判決までの途中での話合い・調停の際に和解案（調停案）を受諾するか否かを判断する際には、常に「訴訟となった場合にはどんな結果となるか（何が獲得できるか）」考えざるを得ない。また、訴訟となった場合の「負担」（費用・期間・勝敗の確率・その他）を含め、総合考慮して和解案（調停案）を受諾するか否かを決めることになる。

↓

そこで、調停手続・訴訟手続・ＡＤＲ手続は、それぞれどの様なものか、各手続の対比でそれぞれの特徴と手続利用上の留意点についてお話しする。

【基本事例】

Ｘ（甲番地土地所有者）とＹ（乙番地土地所有者）との間で、甲・乙番地の土地境界をめぐって争いとなり、ＸはＹを相手にイーローハーニーイで囲まれた土地（以下「本件係争地」という）はＸの所有であることの確認及びニーハの左側にＹが置いた岩石３個の撤去を求めて訴訟を提起した。Ｘは、第１次的に土地境界はニーハを結んだ線であることを主張した。Ｙは、境界はイーロを結んだ線であるので本件係争地はＸの所有ではないと主張し、Ｘの請求を棄却する旨の答弁を行った。

Ｘは予備的（第２次的）に、仮に境界がニーハを結んだ線でない（イーロを結んだ線である）としても、Ｘは本件係争地を平成元年１月１日以降現在まで、自分の土地だと信じて畑として使用してきたのであるから取得時効により本件係争地の所有権を取得し、時効を援用すると主張を追加した。

これに対し、Ｙは、本件係争地に対するＸの自主占有を否認するとともに、Ｘは平成９年５月３日Ｙが畑として使用することをやめて欲しいと言ったところ「今年の収穫が終わったらやめます」と言って、自分の土地でないことを認めたので、時効はその時点で中断したので時効は完成していないという抗弁を主張した。

Ｘは、平成９年５月３日にそんな意味の話はしていないと否認した。Ｙは、その話は隣のＺさんが聞いていたので間違いないと言っている。

イ　　ニ

甲番地 （Ｘ）		乙番地 （Ｙ）

ロ　　ハ

第２　民事調停と民事訴訟の事件数の推移

年度	民事調停	家事調停	通常訴訟事件
H3 年	74,349	85,112	229,996
H10 年	248,833	107,559	475,789
H15 年	615,313 内特定調停 53 万（8 万件）	136,125	516,419
H17 年	322,987 内特定調停 27 万（5 万件）	129,876	513,045
H19 年	254,013 内特定調停 20 万（5 万件）	130,061	657,914
H20 年	148,241 内特定調停 10 万（4.8 万件）	131,093	751,398

◆１　特定調停制度は、平成 12 年 2 月より施行。それ以前は債務弁済調停。

◆２　過払金返還訴訟はH18 年頃から急増

◆３　通常訴訟事件は平成 10 年程度、民事調停事件は平成 3 年の数字が平均的か

第３　民事調停とは

１　訴訟：紛争について、当事者の主張に基づいて事実の有無を明らかにし、法律に従っていずれが主張・立証責任が尽くされているかを判断して公権的な解決を図る方法

２　調停：公正な機関のあっせんによって正義と公平の観点から、当事者の自主的解決を援助して円満な解決を図る方法

３　調停の旨み

a）権利や法律関係でなくても対象となる＝ex）騒音でも権利侵害がないレヴェル

b）事案の実情に即して当事者の生活全般に渡って解決を図ることができる＝ex）「騒音を発生させるよ」と予告することを約束させる

４　民事調停の根拠法令：民事調停法・民事調停規則（なお、家事調停は家事審判法・同規則）

第４　民事調停・民事訴訟・ＡＤＲの共通点と相違点

１　共通点と相違点

【共通点】＝民事紛争を解決する制度

【相違点】＝【民事訴訟・民事調停・ＡＤＲの相違点】一覧表

２　民事調停と民事訴訟の用語

	民事訴訟	民事調停
当事者の呼び方	原告（訴訟代理人）・被告・裁判官・	申立人・相手方・調停委員会
訴えの方式	訴えの提起（訴状）	調停申立（申立書）
審理手続	口頭弁論（期日）	調停期日
直接・口頭主義	形骸化	原則本人出頭が必要
立証責任	主張・立証責任の分配	特になし・職権調査も可能

第５　民事調停の手続について

１　民事調停事件の手続の流れ　⇒　別紙《民事調停手続の流れ》

２　申立手続に関して

（１）賃料改定事件の調停前置主義

地代増減請求（借地借家法 11 条）、家賃増減請求（借地借家法 32 条）に関する事件は、調停前置（民調 24 の 2）

民調法・第 24 条の 2（地代借賃増減請求事件の調停の前置）
1　借地借家法（平成三年法律第九十号）第十一条の地代若しくは土地の借賃の額の増減の請求又は同法第三十二条の建物の借賃の額の増減の請求に関する事件について訴えを提起しようとする者は、まず調停の申立てをしなければならない。
2　前項の事件について調停の申立てをすることなく訴えを提起した場合には、受訴裁判所は、その事件を調停に付さなければならない。ただし、受訴裁判所が事件を調停に付することを適当でないと認めるときは、この限りでない。

（2）書面または口頭で（民調規３Ⅰ）

民調法・第 3 条（申述の方式）
申立その他の申述は、書面又は口頭ですることができる。
2　口頭で申述をするには、裁判所書記官の面前で陳述しなければならない。この場合には、裁判所書記官は、調書を作らなければならない。

（3）管轄

◆原則：相手方の住所地

◆合意管轄：合意は方式時期等について制限がない（口頭も可）
訴訟の場合の合意管轄は書面でないとダメ

民調法・第 3 条（管轄）
調停事件は、特別の定がある場合を除いて、相手方の住所、居所、営業所若しくは事務所の所在地を管轄する簡易裁判所又は当事者が合意で定める地方裁判所若しくは簡易裁判所の管轄とする。

民訴法・第 11 条（管轄の合意）
当事者は、第一審に限り、合意により管轄裁判所を定めることができる。
2　前項の合意は、一定の法律関係に基づく訴えに関し、かつ、書面でしなければ、その効力を生じない。

（4）境界確認調停申立は受理されるか

◆所有権確認調停申立とすべき。境界確定調停申立は、紛争の性質上調停に親しまない

◆終了段階では、「調停の拒否」（調停をしない措置）で調停を終了させる（受理はして）

民調法・第 13 条　（調停をしない場合）
調停委員会は、事件が性質上調停をするのに適当でないと認めるとき、又は当事者が不当な目的でみだりに調停の申立をしたと認めるときは、調停をしないものとして、事件を終了させることができる。

◆　ADRの場合も同様に考えるべき

ADR法・第 2 条（定義）　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一　民間紛争解決手続　民間事業者が、紛争の当事者が和解をすることができる民事上の紛争について、紛争の当事者双方からの依頼を受け、当該紛争の当事者との間の契約に基づき、和解の仲介を行う裁判外紛争解決手続をいう。ただし、法律の規定により指定を受けた者が当該法律の規定による紛争の解決の業務として行う裁判外紛争解決手続で政令で定めるものを除く。

◆境界確定訴訟の継続中に訴訟上の和解が整った場合どの様な手続がなされるか

・和解条項としては、所有権確認の条項となる

・境界確定訴訟はどうするのか　⇒

①所有権確認訴訟に訴えを変更して和解

②境界確定訴訟は取り下げの条項を入れる

3　審理手続に関して

（1）本人出頭義務

◆調停機関は、期日を定め、事件の関係人を呼び出す（民調規 7）

◆原則として期日に本人出頭が必要（民調規 8）＝過料の制裁（民調法 34）

◆例外：やむを得ない事由があるとき（民調規 8）

民調規・第 7 条（期日の呼出）

調停委員会は、期日を定めて、事件の関係人を呼び出さなければならない。

2　呼出状には、不出頭に対する法律上の制裁を記載しなければならない。

民調規・第 8 条（本人の出頭義務）

調停委員会の呼出しを受けた当事者は、自ら出頭しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、代理人を出頭させ、又は補佐人とともに出頭することができる。

2　次に掲げる者以外のものを前項の代理人又は補佐人とするには、調停委員会の許可を受けなければならない。

一　弁護士　　二　司法書士法第三条第二項に規定する司法書士

3　調停委員会は、いつでも、前項の許可を取り消すことができる。

民調法・第 34 条（不出頭に対する制裁）

裁判所又は調停委員会の呼出しを受けた事件の関係人が正当な事由がなく出頭しないときは、裁判所は、五万円以下の過料に処する。

（2）調停機関＝調停委員会

原則：調停主任である裁判官（又は民事調停官：弁護士 5 年以上の経験・H15 より）１人と民事調停委員２人以上で組織する

民調法・第 5 条（調停機関）

1　裁判所は、調停委員会で調停を行う。但し、相当であると認めるときは、裁判官だけでこれを行うことができる。

2　裁判所は、当事者の申立があるときは、前項但書の規定にかかわらず、調停委員会で調停を行わなければならない。

民調法・第 6 条（調停委員会の組織）

調停委員会は、調停主任一人及び民事調停委員二人以上で組織する。

民調法・第 7 条（調停主任等の指定）

1　調停主任は、裁判官の中から、地方裁判所が指定する。

2　調停委員会を組織する民事調停委員は、裁判所が各事件について指定する。

民調法・第 8 条（民事調停委員）

1　民事調停委員は、調停委員会で行う調停に関与するほか、裁判所の命を受けて、他の調停事件について、専門的な知識経験に基づく意見を述べ、嘱託に係る紛争の解決に関する事件の関係人の意見の聴取を行い、その他調停事件を処理するために必要な最高裁判所の定める事務を行う。

2　民事調停委員は、非常勤とし、その任免に関して必要な事項は、最高裁判所が定める。

民調法・第 23 条の 3（民事調停官の権限等）

民事調停官は、裁判所の指定を受けて、調停事件を取り扱う。

（3）非公開（民調規 10）

民調規・第10条（手続の非公開）

調停の手続は、公開しない。但し、調停委員会は、相当であると認める者の傍聴を許すことができる。

憲法・第82条（裁判の公開）

裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ。

2　裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合には、対審は、公開しないでこれを行ふことができる。但し、政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第三章で保障する国民の権利が問題となつている事件の対審は、常にこれを公開しなければならない。

（4）事実の調査と証拠調べ

職権で事実の調査と証拠調べをすることができる（民調規12）

証拠調べは民訴法に定める証拠収集の手続であるから証人尋問、当事者尋問、鑑定、書証の取調、検証等が含まれるが、実際には事実の調査が主で、証拠調べはマレ

民調規・第12条（職権調査）

調停委員会は、職権で、事実の調査及び必要であると認める証拠調をすることができる。

5　証拠調べについては、民事訴訟の例による。

4　調停前の仮の措置（民調法12）

執行力はないが、過料の制裁がある（民調法35）

ex）係争地への建築の禁止、係争物の第三者への譲渡の禁止など

民調法・第12条（調停前の措置）

1　調停委員会は、調停のために特に必要があると認めるときは、当事者の申立により、調停前の措置として、相手方その他の事件の関係人に対して、現状の変更又は物の処分の禁止その他調停の内容たる事項の実現を不能にし又は著しく困難ならしめる行為の排除を命ずることができる。

2　前項の措置は、執行力を有しない。

民調法・第35条（措置違反に対する制裁）

当事者又は参加人が正当な事由がなく第12条の規定による措置に従わないときは、裁判所は、十万円以下の過料に処する。

5　民事執行手続の停止

執行力がある

ex）根抵当権に基づく任意競売の停止、公正証書に基づく強制執行（競売等）の停止

民調規・第6条（民事執行の手続の停止）

調停事件の係属する裁判所は、紛争の実情により事件を調停によつて解決することが相当である場合において、調停の成立を不能にし又は著しく困難にするおそれがあるときは、申立てにより、担保を立てさせて、調停が終了するまで調停の目的となつた権利に関する民事執行の手続を停止することを命ずることができる。ただし、裁判及び調書その他裁判所において作成する書面の記載に基づく民事執行の手続については、この限りでない。

6　事件の終了

（1）取り下げ

理由を明らかにする必要はない

（2）調停の拒否（調停をしない措置）民調法・第13条

前述の境界確定の調停

（3）調停の成立

◆裁判上の和解と同じ効力＝確定判決と同じ効力がある

◆誤字・脱字のある場合：調停調書の更正決定（民訴に準じて）

民調法・第16条（調停の成立・効力）

調停において当事者間に合意が成立し、これを調書に記載したときは、調停が成立したものとし、その記載は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

民訴法・第267条（和解調書等の効力）　和解又は請求の放棄若しくは認諾を調書に記載したときは、その記載は、確定判決と同一の効力を有する。

民訴法・第257条（更正決定）

判決に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、いつでも更正決定をすることができる。

2　更正決定に対しては、即時抗告をすることができる。

（4）調停の不成立

合意が相当でない：違法か、著しく妥当性を欠くため承認できない場合

民調法・第14条（調停の不成立）

調停委員会は、当事者間に合意が成立する見込がない場合又は成立した合意が相当でないと認める場合において、裁判所が第十七条の決定をしないときは、調停が成立しないものとして、事件を終了させることができる。

（5）調停に代わる決定

裁判所が適切妥当と考える解決案を明示することによって当事者に再考の機会を与え紛争を解決する。当事者の権利確保のため異議申立の制度

ex）債務残額の僅かな違い、分割弁済方法の僅かな違いで不成立の場合など

民調法・第17条（調停に代わる決定）

裁判所は、調停委員会の調停が成立する見込みがない場合において相当であると認めるときは、当該調停委員会を組織する民事調停委員の意見を聴き、当事者双方のために衡平に考慮し、一切の事情を見て、職権で、当事者双方の申立ての趣旨に反しない限度で、事件の解決のために必要な決定をすることができる。この決定においては、金銭の支払、物の引渡しその他の財産上の給付を命ずることができる。

第18条（異議の申立）

1　前条の決定に対しては、当事者又は利害関係人は、異議の申立をすることができる。その期間は、当事者が決定の告知を受けた日から二週間とする。

2　前項の期間内に異議の申立があつたときは、同項の決定は、その効力を失う。

3　第一項の期間内に異議の申立がないときは、同項の決定は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

（6）調停条項の裁定

民調法・第24条の3（地代借賃増減調停事件について調停委員会が定める調停条項）

1　前条第一項の請求に係る調停事件については、調停委員会は、当事者間に合意が成立する見込みがない場合又は成立した合意が相当でないと認める場合において、当事者間に調停委員会の定める調停条項に服する旨の書面による合意（当該調停事件に係る調停の申立ての後にされたものに限る。）があるときは、申立てにより、事件の解決のために適当な調停条項を定めることができる。

2　前項の調停条項を調書に記載したときは、調停が成立したものとみなし、その記載は、裁判

上の和解と同一の効力を有する。

7　調停終了後の手続

（1）調停不成立等の場合の訴え提起

◆出訴期間の徒過・時効中断の効力等の利益を失うことを防止し、調停制度の利用者の保護を図った制度

◆訴え提起の手数料も調停の際納めた手数料は差し引かれる

民調法・第19条（調停不成立等の場合の訴の提起）

第十四条の規定により事件が終了し、又は前条第二項の規定により決定が効力を失つた場合において、申立人がその旨の通知を受けた日から二週間以内に調停の目的となつた請求について訴を提起したときは、調停の申立の時に、その訴の提起があつたものとみなす。

民調規・第25条（当事者に対する通知）

法第十三条若しくは第十四条の規定により事件が終了したとき、又は法第十八条第二項の規定により決定が効力を失つたときは、裁判所書記官は、当事者に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

（2）調停調書及び調停に代わる決定の内容の実現

◆履行されないとき：調停調書正本に執行分の付与を受け執行機関に執行の申立をして実現する

第6　民事訴訟の手続について

1　第1審訴訟手続の流れ　⇒　別紙《第1審訴訟手続の過程》

民事訴訟の大原則　←　私的自治の原則（国家は干渉しない）・裁判の公平性

（1）処分権主義

裁判制度の利用（訴訟の開始から訴訟の終了まで）を当事者の意思に委ねるもの

①訴訟の開始＝「申し立てなければ裁判なし」

②訴訟の審判の範囲＝当事者の申し立てていない事項について、裁判所は裁判してはならない（民訴246条）

③訴訟の終了＝認諾・取り下げ・和解・放棄は当事者の自由

（2）弁論主義

裁判の基礎となる資料、すなわち審理に必要な事実や証拠の収集の主導権を当事者に認め、当事者の責任であり権能とする原則

①当事者の主張しない事実は、証拠調べの結果判明したとしても、裁判所はその事実を認定できない。

②当事者間で争いのない事実は、証拠調べをすることなく、当然に裁判の基礎にしなければならない（自白の拘束力§179、擬制自白§159）

③当事者の申し出た証拠についてのみ証拠調べがなされ、裁判所は職権で証拠調べをしてはならない（職権証拠調べの禁止）。例外的に、当事者尋問（§207）などは職権証拠調べが許される。

（3）訴訟の勝敗と主張・立証責任

法律の規定は「ある事実とある事実がある場合、こういう法律効果が発生する」と定められている（ex.取得時効）。この法律適用の要件となっている事実（権利の発生を根拠づける事実）が「要件事実」と呼ばれる。　【本件係争地がXの所有となった事実】

この事実は権利を主張する当事者に主張立証責任がある。

これに対し、

抗弁＝①権利の発生を妨げる権利障害事実　【Ｙの時効中断の主張立証】

②発生した権利を消滅させる権利消滅事実　【Ｙの援用権の喪失の主張立証】

①②の事実は、利益を受ける当事者に主張立証責任がある。

２　民事判決の効力

・【既判力】＝確定判決の判断を正当として、後訴でもその判断を尊重して矛盾判断を許さない判決の効力（民訴法 114・115）

・【執行力】＝民事執行により強制的に権利を実現できる効力のことで、判決を典型とする債務名義から生ずる（民執 22）

民訴法・第 114 条（既判力の範囲）

確定判決は、主文に包含するものに限り、既判力を有する。

２　相殺のために主張した請求の成立又は不成立の判断は、相殺をもって対抗した額について既判力を有する。

第 115 条（確定判決等の効力が及ぶ者の範囲）

確定判決は、次に掲げる者に対してその効力を有する。

一　当事者

二　当事者が他人のために原告又は被告となった場合のその他人

三　前二号に掲げる者の口頭弁論終結後の承継人

四　前三号に掲げる者のために請求の目的物を所持する者

２　前項の規定は、仮執行の宣言について準用する。

民事執行法・第 22 条（債務名義）

強制執行は、次に掲げるもの（以下「債務名義」という。）により行う。

一　確定判決

二　仮執行の宣言を付した判決

３　境界確定訴訟の特殊性

別紙「境界確定訴訟と所有権確認訴訟の要件と効果の比較」

◆民事訴訟の大原則である処分権主義・弁論主義は適用されない特殊性

（１）境界確定の訴訟で時効取得の主張を検討する必要は全くない

【判例・通説】

「公法上の境界」を定めることだから私人がその意思で自由に処分できる性質のものではない

よって、（１）当事者の合意は境界には無関係、（２）取得時効の主張も無関係

これらは所有権確認の別の訴訟（別訴）で行われるべき

（２）原告も被告も主張していない境界を定めることができる

４　民事訴訟の審理期間（地方裁判所）

	H 元年	H18 年	H22 年
地方裁判所第１審訴訟全体 （過払金以外）	12.9 ヶ月	7.8 ヶ月 (8.3)	6.8 ヶ月 (8.3)
審理期間が２年を超える 事件数と事件率（過払金以外）		7931（5894）件 5.5（6.5）％	7502（5313）件 3.3（5.8）％
終局事件数		13 万 2727 件	22 万 7435 件

◆２　境界確定訴訟・所有権確認訴訟の１割程度は審理期間２年を超えている

５　民事訴訟の結果

（１）平成17年・22年の第１審地方裁判所の結果

	平成17年		H22年	
種類	件数	割合（約）	件数	割合（約）
事件総数	136,367	100.0%	132,727	100.0
判　決	63,362	46.8%	83,796	36.8
訴訟上の和解	46,137	33.9%	72,683	32.0
訴え取下げ	21,169	15.6%	64,935	28.6
その他	5,699	4.1%	6,021	2.6

（２）平成17年の高等裁判所の結果

・判決（49%）・訴訟上の和解（25.3%）・訴え取下げ(22%)・その他（3.7%）

なお、控訴率＝対席判決で37%

（３）控訴審の平均審理期間は、６ヶ月程度

上告審の平均審理期間は、３ヶ月程度

第７　ＡＤＲ手続

１　ＡＤＲとは

・「Alternative Dispute Resolution」代替的（裁判外）・論争（紛争）・解決

・一般的には、当事者から独立した第三者が介在する民事紛争の解決手続であって、裁判以外のものとされる

・根拠法令：「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」（平成16年12月1日成立・平成19年4月1日施行）

２　ＡＤＲ法の仕組み

ＡＤＲ法は、調停人の権利義務、調停人の選任方法、調停・和解あっせんの手続的な準則、和解の効力、というようなことを規定しているものではない

法第１条の目的にあるとおり「基本理念及び国等の責務を定めるとともに、民間紛争解決手続の業務に関し、認証の制度を設け、併せて時効の中断等に係る特例を定めてその利便の向上を図ること等により、紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を選択することを容易にし、もって国民の権利利益の適切な実現に資することを目的とする」もの

３　認証制度の創設（第２章）

（１）要件（法６条～８条）

（２）認証事業者の義務（法14条～16条）

説明義務、記録の作成・保存等

（３）認証後の監督等（法20条～24条）

監督官庁は法務省。報告・検査・勧告・認定取消

（４）法的効果（＝第３章）

①　時効中断効（法25条）

ADR法・第25条（時効の中断）

認証紛争解決手続によっては紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないことを理由に手続実施者が当該認証紛争解決手続を終了した場合において、当該認証紛争解決手続の実施の依頼をした当該紛争の当事者がその旨の通知を受けた日から一月以内に当該認証紛争解決手続の目

的となった請求について訴えを提起したときは、時効の中断に関しては、当該認証紛争解決手続における請求の時に、訴えの提起があったものとみなす。

② 訴訟手続の中止（法26条）

③ 調停前置の特例（法27条）

④ 弁護士法72特例（法6条5号）

原則は、弁護士法７２条で業としては報酬を得る目的で和解のあっせん・調停の手続実施者になることができるのは弁護士に限られている。この例外として、「専門的知識を必要とするときに、弁護士の助言を受けることができるようにするための措置を定めて」いれば認証が受けられ手続実施者になることができる。

第８　各手続に要する費用

（１）手数料（印紙代）

（２）訴訟費用・調停費用（翻訳料・鑑定料・登録免許税・証人の旅費・日当など）

（１）（２）が判決等で敗訴した方に負担させられることがある訴訟費用

（３）弁護士の費用

【法律相談料】30分5000円前後

【民事事件依頼】＝着手金，報酬金，旅費・日当，実費です。

①着手金・・・事件受任時に申し受けます。依頼者のご都合により途中で委任契約を解除された場合ご返金できない場合があります。また，事件解決がうまくいかなかった場合でもお返しできません。

②報酬金・・・事件解決後，依頼者の得た経済的利益の額に応じて申し受けます。着手金報酬金の算定方法はⅡ項をご参照下さい。

③旅費・日当・・・往復時間等が半日，１日を要する裁判所に出廷する場合に申し受ける場合があります。担当弁護士からご相談させていただきます。

④実　費・・・訴状印紙代等裁判所手数料，郵券，謄写料，出張費用，供託金，保証金等

（４）着手金，報酬金の額

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の部分	8%	16%
300万円を超え3,000万円以下の場合	5% + 9万円	10% + 18万円
3,000万円を超え３億円以下の場合	3% + 69万円	6% + 138万円
３億円を超える場合	2% + 369万円	4% + 738万円

◆事件の内容により３０%の範囲で増減額する場合があります。最低着手金額は１０万円といたしますが，事情により減額する場合があります。

（５）日当の額

日当を要する場合	金額
半日（津，松阪，伊勢，上野，愛知等）	1万円以上3万円以下
１日（尾鷲，熊野等）	2万円以上5万円以下

（６）境界に関する事件

境界確定，境界確定に関する所有権訴訟等の着手金 及び報酬金　各40万円以上

※ 測量を要する場合には，土地家屋調査士等に対する手数料が実費として別途必要です

第９　民事法律扶助の利用（法テラス）

（1）法律扶助制度

経済的に余裕のない方が法的トラブルにあったときに、無料法律相談や必要に応じて弁護士・司法書士費用などの立替え（民事法律扶助事業）。費用については、立替え制なので、援助開始決定後、原則として月額5,000円～10,000円ずつを法テラスに償還する。ただし、事情によっては、償還金額を減額する場合がある。

（2）要件：【収入要件】と【資産要件】

【収入要件】

申込者及び配偶者（以下、「申込者等」）の手取り月収額（賞与を含む）が下表の基準を満たしていること（なお、離婚事件などの場合は、配偶者の収入は合算しない）。

人数	手取月収額の基準	家賃又は住宅ローンを負担している場合に加算できる限度額
1人	18万2,000円以下	4万1,000円以下
2人	25万1,000円以下	5万3,000円以下
3人	27万2,000円以下	6万6,000円以下
4人	29万9,000円以下	7万1,000円以下

◆同居家族が1名増加する毎に基準額に30,000円（33,000円）を加算

【資産要件】

申込者等が、不動産（自宅や係争物件を除く）、有価証券などの資産を要する場合は、その時価と現金、預貯金との合計額が下表の基準を満たしていること

人数	資産合計額の基準
1人	180万円以下
2人	250万円以下
3人	270万円以下
4人	300万円以下

以上

【民事訴訟・民事調停・ＡＤＲの相違点】

項目	民事訴訟	民事調停	ＡＤＲ
①制度の特徴	既存の権利や法律関係の存否を確定し、強制的に紛争を解決する方法	当事者双方の自由意思による合意によって自主的に紛争を解決する方法	民事調停と同様、当事者双方の自由意思による合意によって自主的に紛争を解決する方法
②手続主宰者	裁判官が法律を適用して結論を出すことによって紛争を解決する	裁判官と調停委員２人が参加するので健全な良識、専門的知識経験、社会生活上の豊富な知識経験を紛争解決に反映させることができる	調停員の資質などは民事調停と同じだが、あっせん人を当事者が合意あるいは指名により選択することもできる機関もある点が特色
③手続	手続が複雑で技術的＝素人は容易でない	厳格でなく柔軟なので素人でも可能	民事調停より一層柔軟
④除斥・忌避・回避	制度有り（民訴法 23・24）	法律上の規定はないが運用されている	認証ＡＤＲの場合は、認証基準に有り（ＡＤＲ法 6）。各機関も規定があるのが通常
⑤本人の出頭義務	擬制自白（民訴法 159 条）・欠席判決（民訴法 244 条）の不利益	出頭義務有り（民調法 8）・過料（科料ではない）の制裁もある（同 34）	出頭義務無し・不利益も無し
⑥代理人	弁護士に限る。ただし、簡裁は許可があれば弁護士以外も可能（民訴法 54）	弁護士・司法書士は許可不要。それ以外は調停委員会の許可が必要（民調法 8）	特に制限はない。ただし、弁護士法 72 条違反はダメ
⑦審理の場	公開の法廷で審理（憲法 82）	非公開の席で行われる（民調規 10）	非公開の席で行われる
⑧任意の履行の期待	強制的に紛争を解決するので、相手方の任意の履行を期待することは難しい	合意により紛争が解決されるので任意の履行を期待できる	民事調停と同様、合意により紛争が解決されるので任意の履行を期待できる
⑨執行力	有り（民執 22）	有り（民調法 16・民訴法 267）	無し
⑩手数料	調停事件の 2 倍	申立手数料も訴訟の半額程度と比較的安価（民訴費 3）	民事調停より更に安価な機関が多い
⑪時効中断効	有り（民法 147・149）	有り（民法 147・151）	認証ＡＤＲは有る（ＡＤＲ法 25）。無認証ＡＤＲは無し。
⑫迅速さ	一概には言えない。しかし、一般的には期日の間隔は１月程度。	一概には言えない。しかし、一般的には期日の間隔は１月程度。	迅速さは、それぞれの機関により異なるが、一般的にはＡＤＲのほうが迅速

《民事調停手続の流れ》

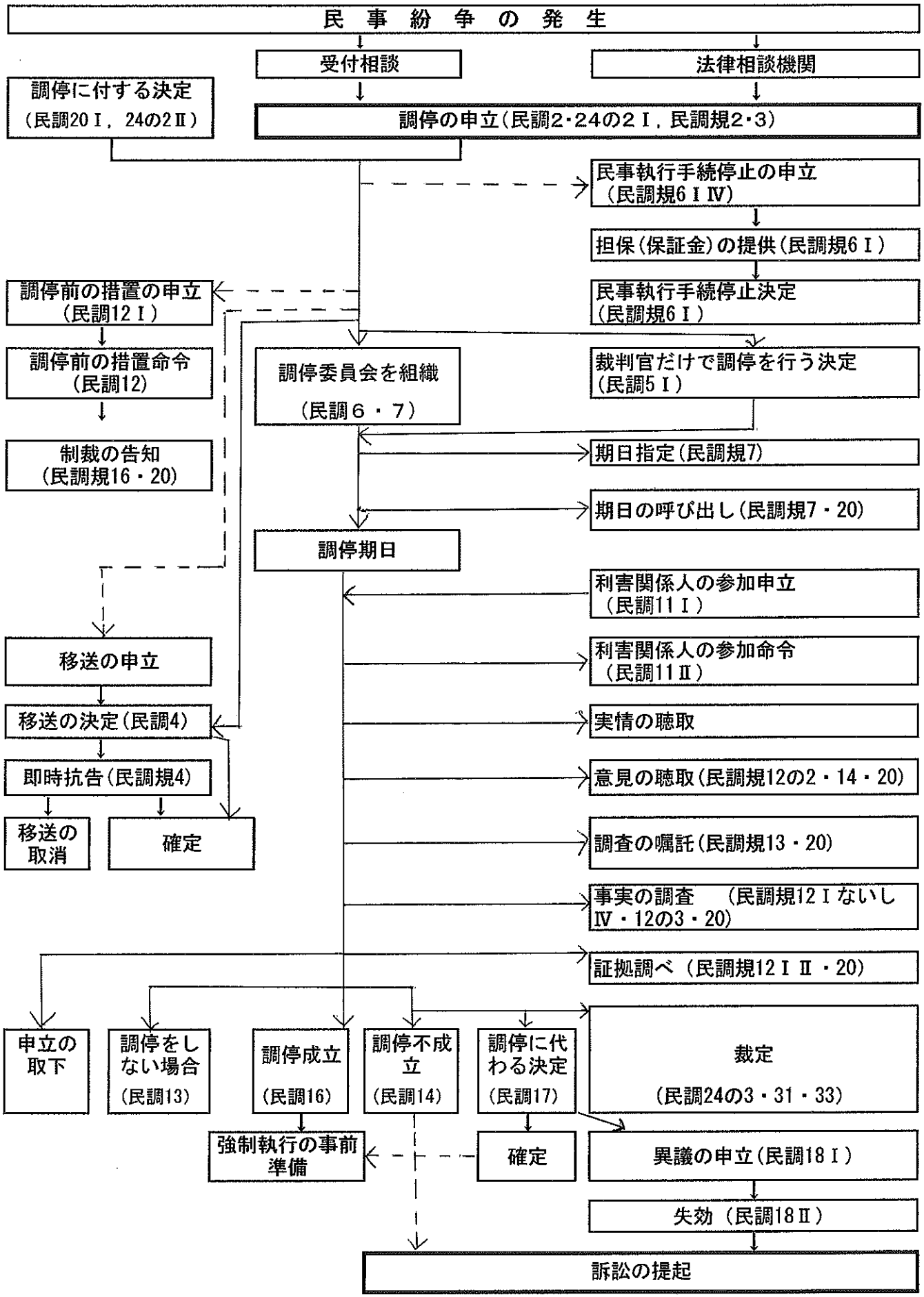
民事紛争の発生
受付相談
法律相談機関
調停に付する決定
（民調20Ⅰ，24の2Ⅱ）
調停の申立（民調2・24の2Ⅰ，民調規2・3）
民事執行手続停止の申立
（民調規6ⅠⅣ）
担保（保証金）の提供（民調規6Ⅰ）
民事執行手続停止決定
（民調規6Ⅰ）
調停前の措置の申立
（民調12Ⅰ）
調停前の措置命令
（民調12）
制裁の告知
（民調規16・20）
調停委員会を組織
（民調６・７）
裁判官だけで調停を行う決定
（民調5Ⅰ）
期日指定（民調規7）
期日の呼び出し（民調規7・20）
調停期日
利害関係人の参加申立
（民調11Ⅰ）
利害関係人の参加命令
（民調11Ⅱ）
実情の聴取
意見の聴取（民調規12の2・14・20）
調査の嘱託（民調規13・20）
事実の調査　（民調規12Ⅰないし
Ⅳ・12の3・20）
証拠調べ（民調規12ⅠⅡ・20）
移送の申立
移送の決定（民調4）
即時抗告（民調規4）
移送の取消
確定
申立の取下
調停をしない場合
（民調13）
調停成立
（民調16）
調停不成立
（民調14）
調停に代わる決定
（民調17）
裁定
（民調24の3・31・33）
強制執行の事前準備
確定
異議の申立（民調18Ⅰ）
失効（民調18Ⅱ）
訴訟の提起

113　所有権確認請求

調停事項の価額	57万6300円
ちょう用印紙	3000円
予納郵便切手	円

印紙欄

受付印	

調停申立書

平成○○年○○月○○日　○○簡易裁判所　御中

申立人

〒○○○－○○○○
住所　東京都○○区○○1丁目2番3号
氏名　○○不動産株式会社
代表者代表取締役　甲野春子　㊞
TEL　○○－○○○○－○○○○
FAX　○○－○○○○－○○○○

相手方

〒○○○－○○○○
住所　東京都○○区○○4丁目5番6号
氏名　乙原次郎
TEL　○○－○○○○－○○○○
FAX　○○－○○○○－○○○○

〒○○○－○○○○
住所　東京都○○区○○7丁目8番9号
氏名　丙山三郎
TEL　○○－○○○○－○○○○
FAX　○○－○○○○－○○○○

申立ての趣旨

別紙物件目録1記載の土地のうち，別紙図面の斜線部分の(a)土地は相手方乙原との関係で，(b)土地は相手方丙山との関係でそれぞれ申立人の所有であることを確認すること

との調停を求める。

紛争の要点

申立人は，別紙物件目録1記載の土地の所有者であり，相手方乙原は同目録2記載の土地，相手方丙山は同目録3記載の各所有者であるが，申立人所有の別紙図面の斜線部分の土地について，相手方らはその所有を争っているので，申立人は別紙図面の斜線部分のうち(a)土地は相手方乙原との関係で，別紙図面の斜線部分のうち(b)土地は相手方丙山との関係で，それぞれ申立人所有であることの確認を求める。

（別　紙）

図　面

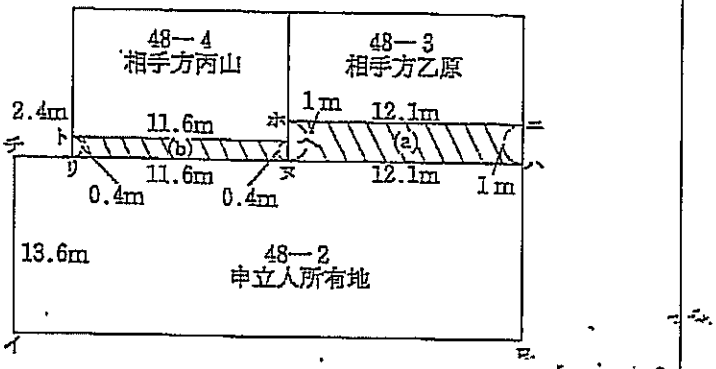

（別紙）物件目録〔省略〕

〔説　明〕

1　申立ての要旨

申立人の所有地の範囲について，隣接地を所有する相手方らから，争われたので，係争土地が申立人の所有であることの確認を求める申立てである。

2　根　拠

土地の所有者が，隣地との境界について争いがある場合，所有地の範囲の確認を求めることはできるが，何番の土地と何番の土地との境界の確定を求める申立ては，紛争の性質上調停に親しまないので注意を要する。

3　注意事項

土地の一部がその争いになっているときは，図面を利用し距離関係や面積などを明確にしてその範囲を特定すべきである。

〔申立手続〕

1　管　轄

宅地若しくは建物の所在地を管轄する簡易裁判所又は当事者が合意で定めるその所在地を管轄する地方裁判所（民調24）。

2　申立費用

目的たる不動産の価格（固定資産評価額）のうち確認を求める面積に相当する価格について手数料一覧表（付録）によって算出した額の印紙。郵便切手必要。

3　添付書類

(1)　会社などの法人が当事者となっている場合は，その資格を証明するもの（例えば商業登記簿謄（抄）本又は登記事項証明書など）を提出する。

(2)　事件の争点に関係のある書類は，その写しを提出し，原本は調停期日に持参する。

(3)　目的不動産の不動産登記簿謄本又は登記事項証明書及び評価証明書を提出する。

4　申立書副本

相手方に送付する分として相手方の数に等しい数の副本を提出する。

《第1審訴訟手続の過程》

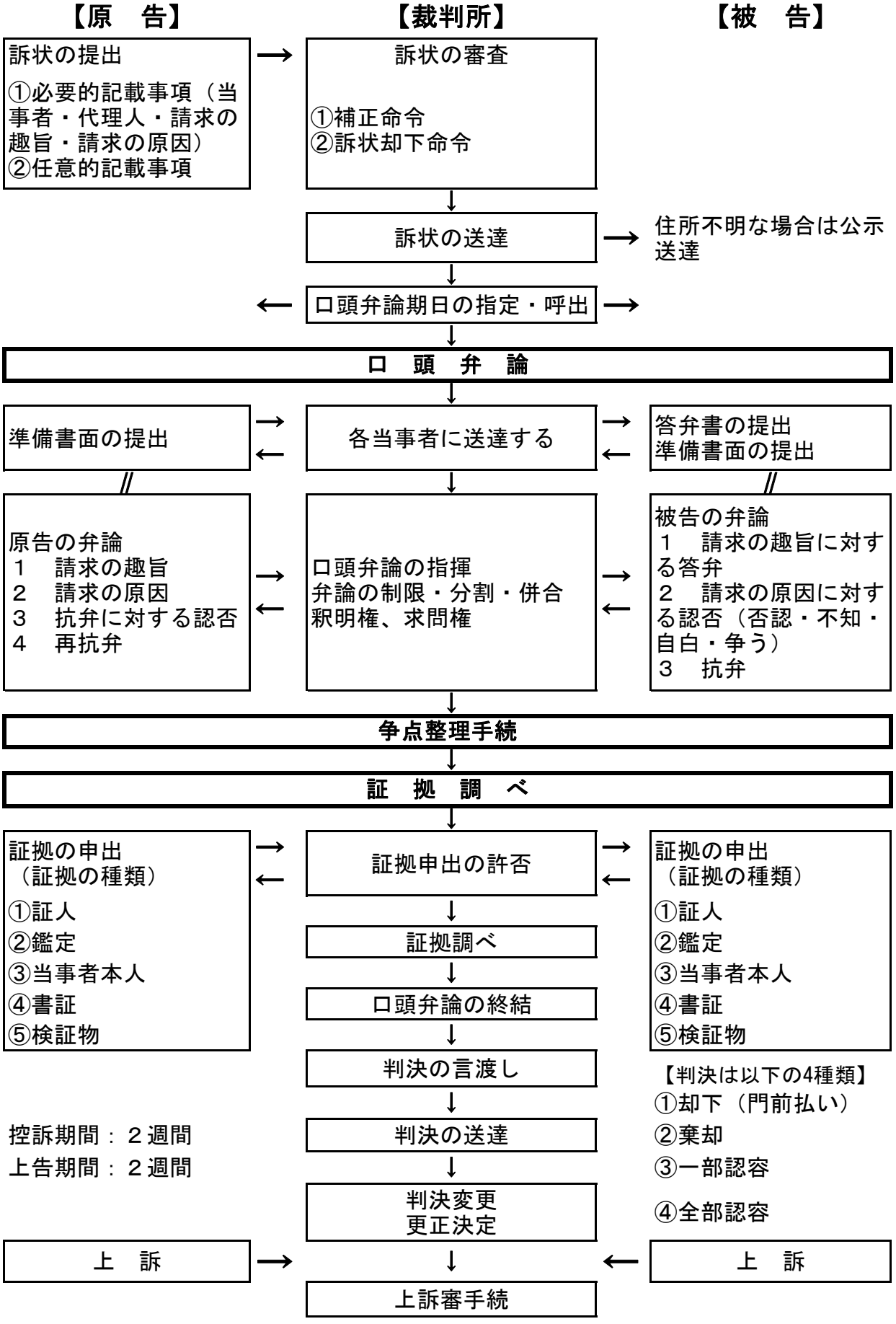
【原　告】
【裁判所】
【被　告】
訴状の提出
①必要的記載事項（当事者・代理人・請求の趣旨・請求の原因）
②任意的記載事項
訴状の審査
①補正命令
②訴状却下命令
訴状の送達
住所不明な場合は公示送達
口頭弁論期日の指定・呼出
口　頭　弁　論
準備書面の提出
各当事者に送達する
答弁書の提出
準備書面の提出
原告の弁論
１　請求の趣旨
２　請求の原因
３　抗弁に対する認否
４　再抗弁
口頭弁論の指揮
弁論の制限・分割・併合
釈明権、求問権
被告の弁論
１　請求の趣旨に対する答弁
２　請求の原因に対する認否（否認・不知・自白・争う）
３　抗弁
争点整理手続
証　拠　調　べ
証拠の申出
（証拠の種類）
①証人
②鑑定
③当事者本人
④書証
⑤検証物
証拠申出の許否
証拠の申出
（証拠の種類）
①証人
②鑑定
③当事者本人
④書証
⑤検証物
証拠調べ
口頭弁論の終結
判決の言渡し
【判決は以下の4種類】
①却下（門前払い）
②棄却
③一部認容
④全部認容
控訴期間：２週間
上告期間：２週間
判決の送達
判決変更
更正決定
上　訴
上　訴
上訴審手続

境界確定訴訟と所有権確認訴訟の要件と効果の比較

（註）実金敏明「登記情報」：土地境界基本実務Ⅰ　P242

訴訟類型	所有権の範囲の確認訴訟	境界（＝筆界）確定訴訟
①争いの対象	原告の所有権の及ぶ範囲	地番と地番との筆界
②訴訟の当事者	所有者	隣地所有者
③訴訟の性質	所有権の確認をするための訴訟＝所有権はどう処分しようと自由	官が設定したはずの筆界を探し出し、不明のときは改めて引き直す作業
④訴訟の本質論	民事訴訟としての確認訴訟⇒家屋所有権確認訴訟などと同じ	非訟事件（形式的形成訴訟）⇒遺産分割の裁判に似る
⑤裁判外における解決	自由（私的自治の原則ゆえ、話し合いによる解決が建前）	裁判外で筆界の合意をすることはできない（筆界の合意としては無効）しかし、後日の境界確定の重要な資料にはなる
⑥証拠が乏しいとき	原告の請求を棄却＝証拠がなければ、請求を認容できない→その結果、境界が引けなくてもよい【所有権の帰属が確定しなくてもよい】	裁判所はどこかに筆界を引き直さなければならない（被告は請求棄却を求めてはならない）。確証がない場合でも裁判所は「条理」にしたがって境界を確定する
⑦話し合いによる解決	和解できる（「所有の自由」の当然の帰結）	できない（和解したいときは境界確定訴訟から所有権確認訴訟に交換的に変更する）
⑧職権による証拠調べ	できない（弁論主義＝処分の自由の訴訟的投影）	できる（筆界＝公的存在ゆえ。ただし、異説がある）
⑨自白の拘束力	ある（弁論主義）	ない（弁論主義の適用なし）
⑩認諾・請求の放棄・調停	できる（処分権主義） なお、境界確定への訴えの変更も可	できない（処分権主義の適用なし） なお、所有権確認への訴えの変更は可
⑪原告が自己の主張する境界を特定しないことの効果	請求の趣旨において、原告が主張の境界線を特定しないと、請求が不特定となり、訴えが却下される	主張の境界線を特定しなくとも「A番とB番の境界の確定を求める」でよい
⑫反訴を提起することの当否	提起できる（反訴を提起しないと、自己に有利な境界線を引いてもらえない）	提起できない（裁判所は当事者の主張にとらわれずに筆界線を引く）
⑬控訴審での不利益変更禁止（民訴304）の適用の有無	適用あり（被控訴人有利に変更してもらいたいときは、自ら控訴か付帯控訴をする必要がある）	適用なし（裁判所は当事者の主張にとらわれずに筆界線を引く）
⑭判決の効力は第三者（含む登記官）に及ぶか	及ばない（民事訴訟は当事者間の紛争の個別的・相対的解決を目的とする）	及ぶ（公的存在としての筆界線は、だれとの関係でも不変だから）
⑮境界の１点を三者が共有	A：B、B：C、C：Aの訴訟で相対的・個別的に解決すればいい（固有必要的共同訴訟ではない）	（判例＝左に同じ）（理論的には、徹底しないが、訴訟が際限なく広がるのを防ぐため）
⑯判決主文	原告所有の１番地は、ａ－ｂ－ｃ－ａを順次結んだ範囲であることを確認する	１番地と２番地の境界は、ａ－ｂ－ｃを順次結んだ線であることを確認する
⑰訴状に貼付すべき印紙	係争土地範囲の価格を基礎に算定（民訴費法、同規則）	左を準用（ゆえに、⑩で不特定主張が許されるといっても裁判所が嫌う）

⑫反訴＝民事訴訟の被告が同じ裁判の中で、原告を相手方として提起する訴えのことをいう（民訴146条）

⑬不利益変更禁止（民訴 304）＝「第一審判決の取消し及び変更は、不服申立ての限度においてのみ、これをすることができる。」

付帯控訴＝すでに開始せられた控訴審手続の口頭弁論終結までに、被控訴人が、控訴人の申立てた審判対象を拡張して、自己に有利な判決を求める不服申立（民訴293条Ⅰ）

⑮固有必要的共同訴訟＝共同訴訟にすることが法律上強制され、合一確定しなければならない訴訟形態

（ex.）入会地（総有ないし合有的帰属）の所有権確認、第三者が原告となる婚姻無効確認訴訟（夫婦相手）

【調停人養成講座の設例】

引用は、(社)日本商事仲裁協会、(社)日本仲裁人協会「調停人養成教材作成委員会」が作成した「調停人養成教材　２００６年版（基礎編・中級編・法的知識編)」より

１　代理人問題

紛争当事者であるA さんの親友というB さんが,代理人としてA さんとC さんの紛争について,調停の申立てをしてきました。この調停の申立てを受け付けて調停を進めることができますか。

２　境界確定の調停の適否

A さんは隣のB さんとの間で、土地の筆界についてもめています。筆界を定めて欲しいという調停の申立がなされましたが、このような紛争でも調停で扱うことができるのでしょうか。

３　調停人の除斥・忌避・回避

A さんは,B さんが申し立てた調停の調停人となることを依頼されました。ところが,B さんの調停申立書を見ると,相手方はA さんの娘婿であるC さんが個人経営している電気店であることがわかりました。このような場合でもA さんは調停人を引き受けてかまわないでしょうか。

４　相手方が調停に欠席する場合の対応

調停人として担当している紛争について,申立人・相手方双方の合意の上で調停期日を 3 度決めましたが3度とも相手方当事者が欠席してしまいました。調停人としてはどのように対処すべきですか。

５　合意文書の作成に当たっての留意点

話し合いが進み,和解の合意ができる見込みです。当事者間の合意を文書にしたいのですが,合意文書を作成するうえでの留意点を教えて下さい。

６　合意事項が履行されない場合

A さんはB さんと調停による話し合いをした結果,B さんがA さんに対して100 万円を支払うという内容の合意文書を取り交わしましたが,B さんは支払い期日になっても,100 万円を支払ってくれません。A さんは合意文書をもとにしてB さんに対して強制執行をすることはできますか。

７　執行力があるようにするためには

調停で無事、和解が成立し,和解契約書を取り交わすことになりました。和解契約通りに履行されない場合に備えて,訴訟手続によらずに強制執行ができるようにしておきたいのですが,何か方法がありますか。

以上